

(別 紙)

令和 8 年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務 仕 様 書

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する令和 8 年度宮城県産食品マーケットイン型ハンズオン支援業務（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

※マーケットイン：商品の対象市場における適応化（現地環境や文化に合わせた商品デザインや機能の変化、日本と同様の商品であっても当該商品が価値を発揮できる場面やシーンの変化）と定義する。

※ハンズオン支援：販路開拓を行う際に発生する業務や諸課題に対する一貫的かつ総合的な支援と定義する。

2 業務の目的

本県では、「宮城県農林水産物・食品輸出促進戦略」（以下「食品輸出戦略」という。）において、「水産物」、「米」、「牛肉」、「いちご」、「日本酒」及び「さつまいも」の 6 品目を「輸出基幹品目」に位置付け、目標指標を定めて県産食品の輸出拡大に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症対策の世界的な緩和による外食産業の回復や、円安などの外部環境が、食品の輸出拡大にとって好機となっている。一方で、東日本大震災以降、中国や韓国で継続されている禁輸措置に加え、令和 5 年 8 月に開始した福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の海洋放出の影響により、最大の輸出先であった香港でも水産物の禁輸措置が講じられたことから、これらの国・地域以外での販路拡大が急務となっている。

本委託業務は、食品輸出戦略に掲げた目標指標の達成に向けて、県内事業者が海外ニーズを的確に捉え、ターゲット市場に対し、現地が求める商品を現地が求めるスペック（量・価格・品質・規格）で継続的に輸出するための支援をハンズオンにより行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 6 日（火）まで

4 成果指標

受注者は、下記の具体的な成果指標の達成に向けた事業展開を図ること。

【成果指標】

本業務により輸出に取り組む県内企業の数	20 社（うち新規 10 社）
本業務により輸出する商品の数（延べ数）	30 商品（うち新規 15 商品）
上記県産食品に係る輸出総額	計 50,000 千円 （うち新規・拡大分 20,000 千円）

※うち新規には、既に輸出実績のある企業及び商品が新たな国・地域に輸出したものを含む。

5 委託業務の内容

成果指標の達成に向け、以下に掲げる内容を含む業務を企画し、実施すること。

なお、輸出基幹品目のうち「水産物」、「牛肉」、「日本酒」、「さつまいも」の輸出拡大に向けた取組は、以下の項目のいずれかで必ず実施すること。

(1) 海外バイヤー招聘及び商談会開催等による県内企業とのマッチング支援

日本産食品の需要が大きく県産食品の輸出量も多いアジア圏を中心に4か国・地域以上のバイヤーを招聘し、当該国・地域への輸出に取り組む意向のある県内企業との商談会を開催すること。併せて、海外バイヤーによる産地視察を企画し、県産食品の魅力発信と食べ方の提案等を行うこと。

商談会は、海外バイヤーからニーズや取引条件等を聞き取り、事前に県内企業を募集した上で、海外バイヤーとの個別商談の機会を設定すること。なお、海外バイヤー1社当たり、県内企業2社以上と商談できるよう努めるとともに通訳や資料翻訳が必要な場合は、本業務の中で手配すること。

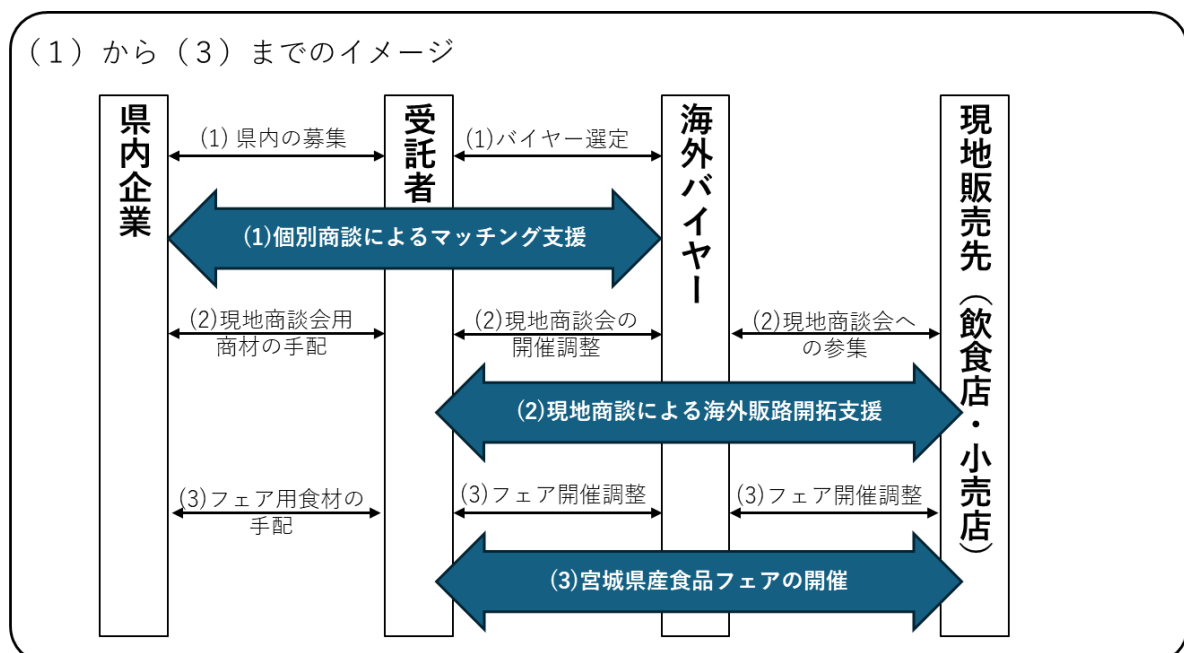
(2) 海外における現地商談会開催による海外販路の開拓

(1)で招聘する海外バイヤーとの連携により、2か国・地域で現地商談会を開催し、現地販売先（小売店・飲食店）の仕入れ責任者等を参集し、(1)で商談した県産食材を中心に展示・試食しながら、新たな海外販路の開拓を行うこと。

(3) 宮城県産食品フェアの開催

(1)で招聘する海外バイヤーとの連携により、現地飲食店や小売店での宮城県産食品フェア（1週間程度を想定）を4か国・地域以上の計8店舗以上で開催すること。

フェア開催に当たっては、県産食品の魅力を現地消費者に効果的に伝えるため、新たなデザインのPR資材（ポスター、のぼり、ラベル等）を作成し、県産食品の魅力発信と認知度向上、販売促進につなげること。



(4) PPIH との連携によるフェアの開催

宮城県が包括連携協定を締結している株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（PPIH）との連携により、宮城県産フェアを2か国以上で各1回以上開催し、県産食品のプロモーションを実施すること。

なお、(3)の宮城県産食品フェアとは別に開催することとし、開催内容及び日程はPPIH及び県との調整により決定すること。

(5) 殻付きカキの新たな商流構築に向けた検討

カキ産地では殻をむく人員不足や人件費高騰等を背景に殻付きカキの出荷量が近年増加している。一方、シンガポールや香港等では殻付きの状態ですりカキを食べる食文化があり、新たな販路として期待される。このことから、県内生産者や流通事業者、海外バイヤー等と連携し、現地ニーズを調査・分析しながら輸出先国を選定し、殻付きカキのトライアル輸出を実施し、新たな商流構築に向けた検討を行うこと。

なお、トライアル輸出に当たっては輸出先国の検疫基準（特にノロウイルス）に適合するよう、産地への助言・指導及び検査を実施すること。

(6) さつまいもの新たな商流構築に向けた検討

宮城県産さつまいもの主な輸出先は香港であるが、更なる輸出拡大のため、新たな商流構築が求められている。香港以外でもシンガポール等の東南アジア地域において、さつまいもの需要があることから、全国農業協同組合宮城県本部及び現地輸入商社等と連携・調整しながら、当該地域向けにトライアル輸出を実施し、現地到着後の品質やロス率等を検証した上で、新たな商流構築に向けた検討を行うこと。

なお、トライアル輸出に必要な経費（残留農薬検査費及び通関費用等）は本業務の中で負担すること。

(7) 県内企業へのフォローアップと輸出拡大に向けた企業間連携の促進

県産食品の輸出に有効な商流の選定や輸出関連の手続き等、円滑な取引に向けた支援を行うとともに、現地商談会や県産食品フェアの開催結果を県内企業にフィードバックするなどして、継続的な輸出や更なる輸出拡大に向けたフォローアップを行うこと。

併せて、県産食品の更なる輸出拡大のため、県内企業等に本業務の取組を周知するとともに、企業間連携や広域連携を促すことを目的としたセミナーや意見交換会を開催すること。

(8) 企画設計・調整

イ 本業務全体を適切に遂行するための計画書及びスケジュール並びに運営体制を整備し、受託後速やかに明示すること。

ロ 本業務に関する生産者等からの問合せや要望に対応すること。

ハ 本業務全体の企画運営については、発注者と十分に連携しながら実施すること。

(9) 成果物の提出

本業務の成果物として、発注者が別途指定する期日までに、実績報告書（任意様式）

を提出すること。実績報告書では、本業務で実施した内容及び結果を取りまとめ、実施結果から分析した業務の効果を記載すること。

なお、実績報告書は電子データで提出すること。

(10) その他本業務に関わること

イ 発注者への中間報告

中間報告を2回程度実施し、発注者に対して業務の進捗状況等を報告すること。

ロ 再委託について

委託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、効率的に業務を実施するために必要である場合は、発注者と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

ハ 仕様の変更について

受注者は、やむを得ない事情が発生した場合や、業務の目的を達成するためにより効果的・効率的な手法がある場合等は、本仕様書の変更について発注者と協議することができる。

ニ その他、委託業務に関連し必要と認められる事務を行うこと。

6 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。